

# **学校における安全管理マニュアル**

## **不審者の侵入への対応を中心に**

平成17年6月

岩見沢市教育委員会

## 目 次

はじめに	.....	1
I 学校の安全管理	.....	2
1 学校の安全と危機管理		
(1) 安全管理の対象		
(2) 教職員の共通理解		
(3) 「開いて守る」を基本にした学校セーフティネットの形成		
(4) 実効ある安全管理マニュアルの策定		
2 学校の具体的な取組み	.....	3
(1) 年間計画に基づいた安全教育・安全管理		
(2) 安全管理体制の確立		
(3) 施設・設備の点検整備と教職員による校舎内外の巡視		
(4) 登下校時の安全確保		
(5) 校外での学習活動における安全確保		
(6) 来校者への対応		
(7) 家庭や地域との密接な連携、協力		
3 不審者侵入時等の危機管理（緊急時の対応）	.....	4
(1) 緊急時の連絡と役割分担等の明確化		
(2) 不審者発見・侵入防止		
(3) 施設・設備の整備		
(4) 連絡網の整備		
II 学校の安全管理マニュアルの作成	.....	7
1 マニュアルの作り方（手順）		
2 マニュアル作成フロー		
3 地域関係機関・緊急連絡網		
参考資料	.....	10
1 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応		
2 不審者が学校内に侵入した場合の対応		
3 学校外から不審者情報が入った場合の対応		
4 点検項目		

## は じ め に

学校は、いかなる時代にあっても、すべての子どもたちにとって安全で安心できる学びの場でなければなりません。

しかし、近年、学校を発生場所として、子どもや教職員が被害者となるような事件・事故、あるいは自然災害などが相次ぎ、学校は、危機管理の視点から子どもたちの安全を確保するための対応が求められています。

岩見沢市教育委員会では、このような状況を踏まえ、学校の安全管理体制や学校内に不審者が侵入した場合の対応等についての基本的な事項を、「学校における安全管理マニュアル」としてとりまとめ、各学校に周知することといたしました。

学校における子どもの安全・安心にかかわる取組みは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険や事故の未然防止や危機状況下における適切で迅速な対応、事故の再発防止など多岐にわたります。

これまでも教育委員会や各学校では、様々な事件・事故防止対策を講じてきたところでありますが、今後さらに、すべての教職員の共通理解を図るとともに地域住民との積極的な連携・協力の下に信頼関係を築き、それぞれの学校の実態に即した具体的な方策を検討し、安全管理の徹底を図ることが極めて大切であります。

各学校においては、各関係機関の危機管理マニュアル等と併せてこの資料を活用し、教職員の危機管理意識の徹底とともに、学校の安全管理の一層の充実を図っていただきますようお願いします。

# 学校の安全管理

## 1 学校の安全と危機管理

### (1) 安全管理の対象

学校における安全管理は、子どもたちの生命や心身に危害をもたらす様々な事件や事故の未然防止や、万が一、事件や事故が起きた時の対応、事故の再発防止など、多岐にわたります。

学校と子どもや保護者、地域住民との信頼関係が崩れるような事態は、まさに危機状況にあると考えられ、安全管理の内容は、「教育内容にかかわるもの」（教育課程の管理、いじめ・不登校や体罰、教師の指導力等）、「学校組織にかかわるもの」（校務分掌組織、人事や金銭の管理等）、「生命の安全にかかわるもの」（事件・事故、不審者の侵入、自然災害等）などが含まれます。

### (2) 教職員の共通理解

学校においては、子どもの生命の安全を何より優先し、校内の安全管理体制を見直し、教職員の共通理解・周知徹底を図るとともに、緊急時に確実に機能する組織体制の確立が大切です。

そのためには、校内外の施設・設備や危険箇所等の定期的な点検・確認、情報交換、緊急時の情報伝達体制や役割分担等について、教職員の共通理解と安全管理意識の向上を図ることが必要です。

### (3) 「開いて守る」を基本にした学校セーフティネットの形成

学校は、保護者や地域住民の期待と信頼で結ばれた関係をより高めていくとともに、「開いて守る」を基本スタンスにして、それぞれの役割と責任を再認識し、地域ぐるみの学校セーフティネットを形成することが大切です。

そのため、学校は、子どもや地域の実情を的確に把握し、自主性・自律性を発揮して「開かれた学校づくり」を進めることができます。

「開かれた学校づくり」を積極的に進める。

「できる授業」づくり、地域の協力を得て子どもの居場所づくり

情報・行動を共有し、地域ぐるみの取組みを進める。

不審者情報などの共有、挨拶・声かけ運動、交通安全運動

「子ども110番の家」

家庭や地域諸団体とのネットワークを構築する。

地域・保護者（PTA）、青少年健全育成団体、警察等との連携の強化

町内会、老人クラブ、子ども会指導者、退職教職員などのボランティア

### (4) 実効ある安全管理マニュアルの策定

地域関係者等の意見を聞くなど地域住民との積極的な連携強化の下に、次代を担う子どもたちの安全を守るために、学校の実情に応じて、日常及び緊急時の対応等を一体的に示した実効ある安全管理マニュアルの策定が必要で

す。

また、文部科学省が示した点検項目等を参考にして自校の実態に即した点検項目を作成し、定期的な点検を行い、安全管理に努めることが必要です。

## 2 学校の具体的な取組み

### (1) 年間計画に基づいた安全教育・安全管理

学校は、「生命の大切さ」を学ぶ安全教育と安全管理を年間指導計画の中に位置付け、指導の充実・改善を図る。

#### 安全（防犯）教育の実施

緊急事態を想定した訓練や研修会などを実施し、登下校時の安全確保や不審者から身を守る対処法等について、基礎的、基本的な事項を理解させるなど具体的な指導を行う。

また、必要に応じて疑似体験などを取り入れ、子ども一人ひとりの「自身の安全を守る力」を育てる。

#### 教職員の研修

教職員の研修会や講習会を実施し、避難経路、避難場所、誘導方法等を確認するとともに、その都度、問題点を改善し、必要に応じて消防署や警察など関係機関及び団体の協力を得て、防犯用具等の使用方法を実際に体験するなど教職員の共通理解と安全管理意識の高揚を図る。

### (2) 安全管理体制の確立

教職員の役割分担、指揮系統などについて、実際の対応を想定した校内組織体制を確立する。

#### 安全管理（危機管理）マニュアルの理解と周知

防犯に関する知識、技能、応急手当や心のケアの具体的な方法

#### 来校者への対応の仕方

不審者・変質者情報への対応

犯行予告、脅迫電話等への対応

### (3) 施設・設備の点検整備と教職員による校舎内外の巡視

学校の施設・設備の定期的な安全確認や日常的な校舎内外の巡視を教育課程の管理の基本にすえ、全教職員で行う。

日常との違いを複数の眼で

時間や見る方向を変えて

毎月の安全点検日の設定や点検結果の集約

### (4) 登下校時の安全確保

通学路の安全を確保するとともに、定められた通学路により登下校するように指導する。

通学路の危険箇所や注意すべき箇所及び不審者・変質者情報等の確認とその都度の必要な対応

- ・ 必要に応じて集団での登下校とその指導
- ・ 関係機関と連携して問題点の改善

緊急時に駆け込める「子ども110番の家」等の取組み要請

ボランティア声かけ運動、挨拶運動、防犯パトロール

通学路安全マップの作成

(5) 校外での学習活動における安全確保

校外での学習活動は、想定を超えた状況や日頃とは違う子どもたちの状況があります。周到な計画とともに活動場所及び学校からの経路などの状況を確認する。

事前の周到な計画と安全確認

事前及び活動中の安全指導の徹底

非常時の連絡体制の整備

(6) 来校者への対応

来校者の確認、対応等について教職員間の共通の理解を図る。

出入口・受付の明示（来校者出入口の限定、立札や看板等の設置）

来校者名簿の設置

外部指導者や来校予定者のリスト作成

胸章の着用（名札等の着用など）

来校者へのあいさつ

(7) 家庭や地域との密接な連携、協力

家庭やPTA、地域住民、関係団体、隣接する学校などとの密接な連携の下に、子どもたちの安全と安心を確保することが必要です。

避難訓練や不審者侵入防犯訓練などでは、地域の方に内容や方法等を事前に知らせ、協力を要請することも必要です。

家庭との日常的な連絡の徹底

欠席、遅刻、早退等の確実な連絡

保護者や地域関係団体などとの情報・行動の共有

・ 学校だより、参観日や町内会などの各種会合での情報交流など

・ 子ども110番、地域防犯活動、安全指導、挨拶運動、声かけ運動など自然災害等における避難場所としての対応

岩見沢市地域防災計画による。

### 3 不審者侵入時等の危機管理（緊急時の対応）

(1) 緊急時の連絡と役割分担等の明確化

校内の子どもや教職員等に、緊急事態の発生等を迅速に伝達するための連絡

方法やシステムを整備し、共通理解を図る。

特に、緊急時は、校内組織や役割分担に基づいて、全教職員が子どもの安全確保にあたる。また、複数の避難場所を設定して、適宜変更できるよう指揮命令系統を明確にしておく。

緊急事態の迅速な伝達と全体指揮

日常的な報告、連絡、相談、確認体制が不可欠です。

不審者への対応と児童生徒の避難誘導・安全確保

児童生徒の所在、安否確認

応急手当、医療機関との連絡

保護者、関係機関、近隣学校等への連絡

記録、外部対応

## (2) 不審者の発見・侵入防止

非常ベルや火災報知設備等により、速やかに事件の発生を周囲に知らせる。

一人で対処しようとせず、大声をあげ、他の教職員の応援を求める。

校内放送等により、避難場所を指示し、子どもを安全な場所へ避難させる。

刃物等の凶器を持った不審者が侵入した場合は、子どもに危害を及ぼさないように注意をそらし、応援が到着するまで安全確保に努める。

事件発生の情報を管理職に速やかに伝達し、あらかじめ決められた指揮命令系統に基づいて対応する。

不審者への対応は管理職及び複数の教職員あたり、役割分担に基づいて110番通報等を行う。

外部には、窓口を一本化して対応する。

## (3) 施設・設備の整備

校内案内図等の表示

初めての来校者にも分かるよう案内図等を設置する。開放しない箇所や区域には、「関係者以外立入禁止」等の表示を行う。

障害物の撤去

視界をさえぎる立木の剪定や障害物の撤去等により死角となるような状況を改善し、不審者の侵入が確認できるよう日常から校舎内外の環境を整備する。

通報設備等の整備

教室間、あるいは職員室、警察等関係機関への通報の方法や要領、電話番号等を掲示しておく。また、侵入した不審者をけん制し、周囲に危険の発生を知らせる警笛（ホイッスル）等を教職員等に携帯させる。

（非常ベル、電話の設置場所、必要な設備等の検討）

防御用具の整備

緊急的に使用する刺股、ネット等の防御用具の整備を行う。

(4) 連絡網の整備

緊急時における子どもの所在・安否の確認、保護者への連絡等のための緊急連絡網を定期的に確認する。

( 個人情報の保護に十分な配慮をする。 )

地域関係団体を含めた緊急連絡網を整備する。

# 学校の安全管理マニュアルの作成

## 1 マニュアルの作り方（手順）

学校は、地域の関係者や、保護者等の意見を参考にして、各学校の実情に応じた実効ある安全管理マニュアルを策定し、定期的な見直しを行う。

### (1) 現状の把握

- 校舎の配置や出入り口（侵入口）
- 体育用具や遊具、死角となる箇所、危険箇所、街路灯等の状況
- 子どもたちの安全に対する意識や行動
- 保護者や地域の人々の安全意識

### (2) 盛り込む事項の検討

- 子どもの命を守ることを何より優先すること。
- 日常的な点検・管理に関するここと。
- 最悪の事態を想定したものであること。
- 必要な手順や役割分担、指揮系統が明確になっていること。

### (3) 意見の聴取

- 学校や子どもたちの実態を適切に把握し、保護者や地域の関係団体等の意見を聞く。

### (4) 原案の作成

- この安全管理マニュアルを参考にして、学校の実情に応じたものを作成する。

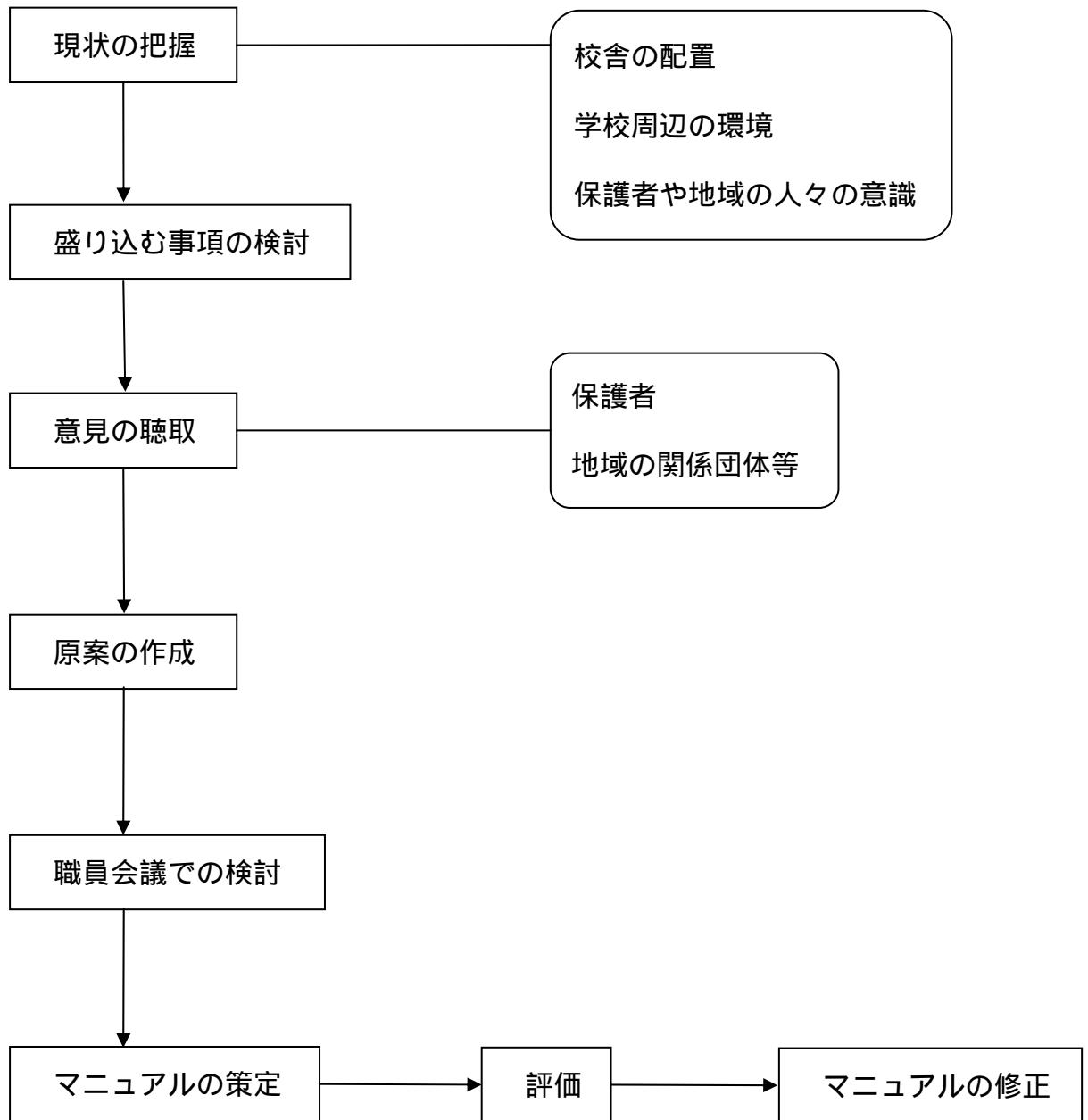
### (5) 職員会議での検討とマニュアルの策定

- 作成された安全管理マニュアルについて、全教職員による検討を加え、共通理解を図るとともに危機管理意識の高揚を図る。
- 必要な事項が漏れなく入っているか。
- 短時間の対応が可能な分かりやすいものになっているか。

### (6) マニュアルの評価（シミュレーション）と修正

- 避難訓練や防犯訓練、定期的な点検や巡視等を通して、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。

## 2 マニュアル作成フロー



### 3 地域関係機関・緊急連絡網

緊急通報の要点	学校名	岩見沢市立 小学校
	学校住所	岩見沢市 番地
	電話番号	-
	連絡者氏名	
	概要説明	「いつ」「どこで」「何があった」 「どうなっている（被害の状況）」

機 関 名	短縮	電 話 番 号
警察署（緊急時 110番）	0 1	- -
消防署（緊急時 119番）	0 2	- -
警備会社	0 3	- -
岩見沢市教育委員会 課	0 4	- -
病院（内科）	0 5	- -
病院（外科）	0 6	- -
学校医	0 7	- -
学校薬剤師	0 8	- -

氏 名	短縮	電 話 番 号
校長	0 9	- - (自宅)
	1 0	- - (携帯)
教頭	1 1	- - (自宅)
	1 2	- - (携帯)
P T A 会長	1 3	- - (自宅)
	1 4	- - (携帯)
町内会長	1 5	- - (自宅)
	1 6	- - (携帯)

学校の住所	北海道岩見沢市	町	番地
電話番号	-	F A X番号	-